

県民の皆様へ 5月8日から変わること

1 保健所等による療養期間中の健康観察や生活支援が終了します

終了

- 保健所等による健康観察
- 宿泊療養施設
- 食料配送
- パルスオキシメーターの配布
- 検査キットの配布
- 陽性者登録センター



今後は、ご自身で療養に備えた準備や体調の管理を行ってください

備えておくといもの



- 1 検査キット
- 2 お薬
- 3 食べ物、飲み物

2 検査費・治療費の自己負担が生じます

以下の公費支援は当面の間継続



- 新型コロナウイルス感染症治療薬の費用
(ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ等、国指定のものに限る)
- 入院医療費について、2万円を上限に高額療養費制度の自己負担限度額を減額



3 一律の外出自粛の要請はなくなります

外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねられますが、次のことが**推奨**されています。

■ 陽性になった場合

- 発症後5日を経過し、かつ症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えること
- その後も10日が経過するまではマスクを着用するなど、周りにうつさないよう配慮すること



■ 家族が陽性になった場合

- 5日間は体調に注意し、重症化リスクの高い方との接触を控えること



今後は主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となります。
自主的な感染対策や日頃の備え、体調の管理をお願いします。